

議案第 48 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年7月17日

三朝町長 吉田 秀光

平成13年7月17日 原案可決
三朝町議会議長 藤井 享

- | | |
|-----------|---|
| 1 財産の種類 | 吹奏楽・楽器（13種類24台）
（三朝町ふるさと楽団吹奏楽用備品） |
| 2 納入場所 | 三朝町総合文化ホール・交流促進センター |
| 3 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市昭和町2丁目254番地
有限会社 はとや楽器
代表取締役 日野 節太郎 |
| 4 契約金額 | 8,924,580円 |
| 5 納入期限 | 平成13年7月31日 |
| 6 契約締結の方法 | 指名競争入札 |